

平成28年度事業運営方針

平成27年度は、理事、評議員のご指導や後援会など関係者の皆様からご協力を賜り、安定した法人運営を図ることができました。また、第2次中期経営計画の策定の年に当たりましたことから、策定会議を設置させていただき、法人の基本理念を始め、将来に向けての法人事業の検討を行うなど、法人の存在意義などを再認識できた実りある年になったものと考えております。

国におきましては、現在社会福祉法等の一部改正並びに法施行3年後の見直しによる障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が国会で審議されております。また、障害者差別解消法が4月1日に施行されますが、先日市において事業者等への説明会が開催されるなど施行に向けての動きが出ております。

平成28年度につきましては、これら法改正のうち社会福祉法等の一部改正に伴い、社会福祉法人制度の改革が行われますので、年度内での対応が必要となっております。改正内容については、ご案内のとおり①経営組織のガバナンスの強化、②財務規律の強化、③公益的取組の責務などが盛り込まれており、この改正に伴い、評議員会、理事会等の組織変更等、定款の変更を伴う大きな事案になりますので、ご協議を頂きながら的確に対応してまいりたいと存じます。

また、平成28年度は、新たに策定いたしました第2次中期経営計画5か年の初年度に当たります。第2次中期経営計画では、新たに

『精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるとともに

誰もが人として尊重され 暮らしやすい地域社会を目指します』

との基本理念を掲げ、その理念の下、「精神障がい者へのサービス施策の拡充」、「誰もが人として尊重され、暮らしやすい地域づくりの推進」、「法人組織の強化」、「行政及び福祉関係機関との連携」の4本の基本方針を設定し、それぞれに事業項目を定め、その項目ごとに個別事業を位置付けております。

これら中期経営計画に位置付けました事業につきましては、本年度に取り組む事業については事業計画に組み込み、確実な事業推進を図ってまいりますとともに、そのほかの事業についても計画期間5か年における事業達成に向けて努力してまいりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、本年度は役員改選の年でもあります。平成26年8月からの第6期の役員体制の下、法人は順調に事業を推進することができました。第7期の役員体制

でも法人の更なる発展と提供するサービスの充実が図られるよう、改選に当たっては関係する皆様方のご理解とご協力を切にお願いするものであります。

平成28年度につきましては、法改正への対応や役員の変更、更には第2次中期経営計画の目標達成に向けてのスタートなど、法人にいざにとりまして重要な年になります。

この重要な年を迎え、法人にいざといたしましては、職員一人ひとりがその重要性を理解するとともに、新たな基本理念の下、評議員、理事の皆さんを始めとした関係者と協力し、法人にいざの更なる発展を目指し、利用者の皆さんへの必要かつ適切な支援の提供を第一にして事業の運営に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置 事務長 常勤兼務 1 人 (B 型・楓と兼務)

事務主事 常勤兼務 1 人 (B 型と兼務)

① 理事会・評議員会の開催

法人活動を円滑に進めるため理事会、評議員会の運営の活性化を図ります。

② 予算及び決算事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、予算及び決算事務の適正な執行に努めます。

③ 法人施設の利用定員の拡大

利用者数の動向を見据えつつ、既存施設の定員増について検討・調査を行います。

④ グループホームの整備検討

障害者総合支援法の見直しを注視しつつ、現状での実現可能性について検討します。

⑤ 自主製品等の販売施設の整備

販売機会を拡大し、利用者の工賃増につながるよう、整備を検討し、市行政と調整します。

⑥ 理事・評議員・監事の改編及び充実

平成 28 年度は任期満了に伴う改選の年度ですので、法人の運営が適正に図られるよう、本部として改選に伴う事務を執り行います。また、社会福祉法改正に伴う改革に取り組みます。

⑦ ホームページのリニューアルの実施

構成及び編集作業のしやすさの改善と向上を図るため、ホームページのリニューアルを行います。

⑧ コンピュータセキュリティの向上等情報管理の強化

コンピュータセキュリティの向上については外部環境の変化を注視しつつ、随時、向上に努めます。共有の運用ルールや利用者のコンピュータ利用環境についても課題を整理し、必要な整備内容について検討します。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内3-4-11
事業開始年月日 平成23年4月1日
定員 10名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分
職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人(常勤・B型と兼務)
生活支援員1人(常勤) 職業指導員0.8人(常勤1人・相談支援専門員と兼務)
就労支援員1人(常勤) (上記の他、生活支援員1人(常勤)産休予定)

精神障がいのある人たちが、基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の目的や希望に沿い長所を活かした就労を目指して、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識、能力の習得、職能訓練、コミュニケーション力の向上、体力向上を目標とした就労訓練を行います。
- ・就労訓練の一環として生産活動を行います。
- ・近隣の施設や企業内での職場実習を行います。

② 就労支援

- ・就労に向けた取り組み内容を明確にした個別支援計画を作成して支援します。
- ・関係機関と連携し就労後の職場定着支援を行います。
- ・OB会を年2回開催し卒業者の交流の機会の場を提供します。

③ 就労先や実習先企業の開拓

- ・地域の関係機関や新座市近隣の企業を訪問し、就労先や実習先企業を開拓します。

④ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行います。
- ・嘱託医相談日を設けます。
- ・訪問支援、通院同行、市役所への同行など、利用者個々の必要性に応じた支援を行います。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

- ⑤ 体調管理支援
 - ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
 - ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。必要に応じて通院同行をします。

- ⑥ 利用者の確保
 - ・他機関への情報提供を年2回以上行い、利用者を紹介してくれる関係機関を増やします。
 - ・ホームページの情報を随時更新します。

- ⑦ 協力企業との連携強化及び新たな企業への協力依頼に向け、課題の検討を始めます。

- ⑧ 福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

- ⑨ 利用者家族との連携に努め、その一環として家族懇談会を開催します。

- ⑩ 昼食サービスを他施設利用者にも提供できるよう準備を始めます。

- ⑪ 業務の効率化
 - ・業務の標準化を徹底します。
 - ・4月と10月に業務プロセスを見直し、改善を図ります。
 - ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
 - ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

- ⑫ 職員の実力向上
 - ・各職員年2回以上の外部研修参加とその後の拡大研修を行います。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援事業B型

所在地 新座市堀ノ内3-4-11

事業開始年月日 平成23年4月1日

定員 30名

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1人(常勤・移行と兼務)

生活支援員 4.9人(常勤5人、うち1人本部・楓と兼務、うち1人本部と兼務)

職業指導員 2.4人(常勤1人・非常勤3人)

精神障がいのある人たちが、基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会を提供します。それぞれの利用者が力を発揮し、自己実現を図ることに資するため、今年度の事業運営を次の計画により行います。

また、自主製品(焼き菓子、手芸品)の販売施設の整備について、調整を進めます。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、ロープ切り等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、老人福祉センター内売店での販売、養豚場での作業等を行います。
- ・自主製品の製作・販売が生産活動の柱となるよう努めます。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・自主製品の充実やオリジナル製品の開発に向けた課題の検討を進めます。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・工賃の増加につながるような生産活動の導入の検討を始めます。
- ・ホームページの情報を随時更新します。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

- ・生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。活動の実施に当たっては、ミーティングで利用者話し合いながら進めます。

③ グループワークの実施

- ・それぞれの利用者の生活スキルとコミュニケーション力向上のため、社会生活力プログラムやSSTなどのグループワークを行います。

- ④ 相談等支援
 - ・生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行います。
 - ・嘱託医相談日を設けます。
 - ・訪問支援、通院同行、市役所への同行など、利用者個々の必要性に応じた支援を行います。
 - ・ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

- ⑤ 体調管理支援
 - ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
 - ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。必要に応じて通院同行をします。
 - ・健康維持・増進のためにスポーツや散歩など運動に関するプログラムを実施します。

- ⑥ 通所率の上昇
 - ・情報共有や役割分担を徹底するとともに、職員の対人スキルの向上に努めます。
 - ・居心地の良い居場所であり、協力して働くことの喜びを感じられる場所であるよう努めます。
 - ・定員に対する通所率の上昇を目指します。

- ⑦ 協力企業との連携強化及び新たな企業への協力依頼に向け、課題の検討を始めます。

- ⑧ 福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

- ⑨ 利用者家族との連携に努め、その一環として家族懇談会を開催します。

- ⑩ 昼食サービスを他施設利用者にも提供できるよう準備を始めます。

- ⑪ 業務の効率化
 - ・業務の標準化を徹底します。
 - ・4月と10月に業務プロセスを見直し、改善を図ります。
 - ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
 - ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

- ⑫ 職員の実力向上
 - ・各職員年2回以上の外部研修参加とその後の拡大研修を行います。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地	新座市堀ノ内 3-4-11
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置	管理者 常勤兼務 1 人 相談支援専門員 常勤兼務 1 人

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活福祉課などの行政機関や 民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 地域活動支援センター（Ⅲ型） 福祉工房 楓

所在地 新座市大和田4-16-40

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10:00～午後16:00

職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援専門員と兼務）

指導員 1.9人（常勤2人、うち1人B型と兼務・非常勤1人）

創作的活動や生産的活動の機会を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、また、人と接することの苦手な精神障がい者への日中活動の場の提供など必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の製作、公園清掃を行います。
- ・創作的活動として文芸、絵画制作を実施して、法人にいざ主催絵画展や埼玉家連の展示会等に参加します。
- ・利用者の希望する「フリー」「社会見学」等のプログラムを通して、主体的に計画・実施することを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩」「スポーツ」「家庭菜園」「マイフェバリットソング」「ストレッチ体操」等のプログラムを行います。
- ・地域社会との交流を目的として、社会の一員として自覚を促せるよう、路上のゴミ拾い、フェスタやよろず市等バザーへ協力・参加をします。

② 機能強化事業

- ・「料理会」「お菓子作り」を通して、利用者の自立生活への支援を行います。
- ・嘱託医による個別相談・懇談会や「楓勉強会」「全体ミーティング」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等、生活技術を学ぶ場を提供します。また、市役所及び保健センター職員等、外部の講師を招いての学習会を実施します。

③ 送迎サービスの充実

利用者に対して送迎サービスを提供し、通所についての利便性向上を図るとともに活動参加を促し、生活の質の向上を目指します。

④ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の継続実施と商品の改良や新製品の開発・販売によって地域の方々に各施設を知っていただく機会を増やすとともに、売り上げ増を図ることによって、利用者に対し収入増（工賃の増額）という形で還元します。

⑤ 利用者家族との連携

利用者家族との間に信頼関係を築くことで、利用者に対する支援の質の向上を図ります。
また家族間の相談や交流の場を設け、自由な意見交換の場を提供します。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40
定員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時00分～午後5時30分
職員配置 管理者兼相談支援専門員 常勤兼務1人

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活福祉課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 地域活動支援センター（I型） にいざ生活支援センター

所在地 新座市野火止1-9-54 第三庁舎2階

定員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤兼務）

指導員 5.7人（常勤兼務4人・非常勤兼務1人・非常勤2人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務）

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供、また当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

また、主に精神障がい者の日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業を引き続き新座市から受託します。

① 基礎的事業

- ・創作的活動の提供として、絵画、コーラス、フラダンス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的を実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行など支援します。
- ・精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・生産的活動については利用者のニーズを見極め、検討していきます。

② 機能強化事業

- ・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。
 - 嘱託医による個別相談と座談会
 - 社会的入院者の退院支援
 - SST（社会生活技能訓練）の実施
 - SFA（社会生活力プログラム）の実施
 - ピアカウンセリングセミナーの実施及びピアサポート事業の検討
- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
 - 傾聴ボランティアの受入れ
 - プログラム講師ボランティアの受入れ
- ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集いを継続します。また、広報の拡大等を行い、参加者の増加を目指します。さらに、新規の集いとして幻聴・妄想の集いの実施を計画します。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

にいが生活支援センターが新座市から受託している障がい者一般相談業務では、障がい者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施することが実施要領で定められています。平成 28 年度はこれまでの企画内容や実績を点検し、より多くの方々に啓発ができるように実施をします。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、定例会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。

8 いざ生活支援センター相談支援室

所在地	新座市野火止 1-9-54 第三庁舎 2 階
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置	室長 常勤兼務 1 人 相談支援専門員 常勤兼務 5 人 非常勤兼務 1 人 地域移行支援・定着支援担当者 常勤兼務 4 人 非常勤兼務 1 人 (兼務は全てにいざ生活支援センター(地域活動支援センター)と兼務)

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、またその活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人やご家族からの問い合わせ、新座市障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介など、相談に来られた方々に対して、誠実に責任をもって対応してまいります。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ホームヘルパー利用の方については、新座市とその近隣の地域およそ 25 事業所と連携を図っています。相談に訪れた方に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所としては新座市とその他の地域のおよそ 15 施設と連携を図っています。相談に訪れた方に最も適した施設を利用できるよう支援します。

② 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行定着支援について、退院前カンファレンスから利用者を取り巻く諸関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート物件探し、契約行為への同行、引越の支援と役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の受給が並行に行われる場合があり、生活福祉課への申請同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の指示がある場合にはその方に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援としては、月に 1 回程度の定期訪問を行い、状況に応じて同行支援等

も行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し 24 時間対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。また、ホームヘルパーや日中活動系の福祉施設の利用を支援し、その方の地域での生活を安定させるよう工夫します。

③ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者へ適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、早急に医療機関と連携をし、状況に応じた対応を図ります。

